

介護保険関係の法制度改正と 住民主体の移動支援への期待

令和3年11月1日

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

地域づくり推進室 室長補佐 佐々木 忠信

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防**につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。

※具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**」の配置などについて、**介護保険法の地域支援事業に位置づける。**

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
 - 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供
- ・地域サロンの開催
 - ・見守り、安否確認
 - ・外出支援
 - ・買い物、調理、掃除などの家事支援
 - ・介護者支援 等

高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
 - 興味関心がある活動
 - 新たにチャレンジする活動
- ・一般就労、起業
 - ・趣味活動
 - ・健康づくり活動、地域活動
 - ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

生活支援の担い手としての社会参加



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

【ポイント】

- 通いの場の取組を始めとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、**従来の介護保険の担当部局の取組にとどまらず多様な関係者や事業等と連携**し、充実を図ることが必要。
- また、こうした取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要であり、市町村・都道府県・国がそれぞれの役割を最大限に果たすべき。

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等

＜通いの場などの介護予防の捉え方＞

- ✓ 高齢者が関心等に応じ参加できるよう、介護保険による財政的支援を行っているものに限らず幅広い取組が通いの場に含まれることを明確化。取組を類型化し、事例集等を作成。自治体や関係者に周知。
- ✓ **役割がある形での社会参加も重要**であり、ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進に加え、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化。
- ✓ ポイント付与を進めるためのマニュアルの作成等を実施。

(1) 地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方策、在り方

＜連携の必要性が高い事業＞

地域支援事業の他の事業（※）との連携を進めていくことが重要。

→ 実態把握を進めるとともに、市町村において連携した取組が進むよう、取組事例の周知等を実施

※ 介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービス（サービスC）、生活支援体制整備事業

＜現行制度の見直し＞

一般介護予防事業を含む総合事業の実施しやすさや利用者のサービス利用の継続性に配慮していくことが必要。

- ・ **総合事業の対象者の弾力化**
- ・ 総合事業のサービスの価格の上限を定める仕組みの見直し
- ・ 介護予防の取組を積極的に行う際の総合事業の上限額の弾力化

等の総合事業の在り方については、本検討会での議論を踏まえ、引き続き介護保険部会等で検討

地域支援事業における ボランティア活動に対する奨励金の取扱い

令和2年度改正

地域支援事業実施要綱（抜粋）

別記1 総合事業（1） 介護予防・生活支援サービス事業（エ）サービスの提供 ② サービス提供の留意事項（d）について

補助（助成）の方法で事業を実施する場合について、当該補助（助成）の対象経費や額等については、立ち上げ支援や活動場所の借り上げの費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることも可能である。

Q 1 1 ボランティア奨励金は、どのように活用したら良い？

⇒「地域支援事業実施要綱」の一部が改正され、総合事業において、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることが可能になった。

⇒この奨励金は、総合事業の移動支援・送迎におけるすべての類型において、活用することが可能（ただし、補助の場合のみ。委託は不可）。

【解説】

○「「地域支援事業の実施について」の一部改正について（令和2年 老発 0 529 第1号）」により、「地域支援事業実施要綱」の一部が改正され、総合事業において、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることが可能になりました 25。

25 地域支援事業実施要綱（P.10）『補助（助成）の方法で事業を実施する場合について、…（中略）…住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることも可能である。』

○ この奨励金は、総合事業の移動支援・送迎にも活用することが可能です（ただし、補助の場合のみ。委託は不可）。

○ 訪問型サービスDのケース1）に該当する、「類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」については、送迎前後の付き添い支援を対象に奨励金を補助することができます。

○ 訪問型サービスのケース2）に該当する、「類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎」については、ボランティア運転者が行う送迎とその前後の付き添い支援を対象に奨励金を補助することができます。ただし、「ボランティア運転者が行う送迎」を対象とした奨励金を補助することができるのは、道路運送法の許可・登録を受けている場合に限られます。

○ また、「類型③：通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎」については、通所型サービス・通いの場の運営に対する奨励金と一体的に補助することが可能です。

○ 訪問型サービスBに該当する、「類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎」については、移動支援・送迎は団体が提供する多様な生活援助のうちの一つであるため、生活援助の提供に係る活動全体に対する奨励金として補助することが可能です。

○ 奨励金の活用が、運転者の確保等につながれば、地域の支え合いの仕組みの中で行われる移動支援・送迎の取組の持続可能性の向上も期待されます。

介護人材確保のためのボランティアポイントの活用 (地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

※令和2年度新規

○ボランティアポイントを活用することで、介護分野の各種研修やボランティア活動へのインセンティブを拡大し、若者層、中年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の社会参加・就労的活動を推進するとともに介護現場での更なる活躍を支援。介護人材の裾野を拡大する。

※現行制度で実施されている介護予防に資する高齢者向けのボランティアポイント制度の仕組みを参考

地域医療介護総合確保基金を活用した「介護人材確保のためのボランティアポイント」

若者層、中年齢層、
子育てを終えた層、
高齢者層



- 実施主体: 都道府県(市町村への補助を想定)
- ポイント付与の対象: 若者、中年齢者、子育てを終えた者、高齢者等。認知症の人も対象。
- 対象事業:
 - ① 都道府県等が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講
 - ② 高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等での介護の周辺業務(清掃、配膳、見守り等)などのボランティア活動
- 財源構成: 国2/3、都道府県1/3

<取組のイメージ>

介護予防に着目(現行制度)

通いの場への参加

ポイント

通いの場の運営や補助等を行うボランティア

ポイント

さらなる社会参加を希望する者

チームオレンジの付与例

ポイント

人材確保に着目

ポイント

介護分野の研修参加

実践

介護の周辺業務

ステップアップ

介護現場での更なる活躍

ステップアップ研修の受講(登録) チームオレンジにおける認知症カフェ等での見守り(ステップアップ)

【現行制度】地域支援事業(一般介護予防事業)を活用した「介護予防に資するボランティアポイント」

高齢者層



- 実施主体: 市町村(平成30年度: 515市町村で実施)
- ポイント付与の対象: 高齢者
- 対象事業: ①介護予防に資するボランティア活動
②介護予防に資する活動への参加
- 財源構成: 国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、介護保険料50%

※両施策を同時に実施する場合、一体的にポイントの管理、ボランティア活動の場へのマッチングを行うことは可能(共通経費は登録者数の多い制度に計上)
※それぞれ単独での実施も可能

総合事業の対象者の弾力化

○介護保険制度の見直しに関する意見書（令和元年12月27日）（抄）

- ・現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた**総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点**について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、**介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行う**ことが重要である。
- ・国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、**弾力化を行う**ことが重要である



○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年10月22日厚生労働省令第176号）

① 総合事業の対象者の弾力化【第140条の62の4関係】

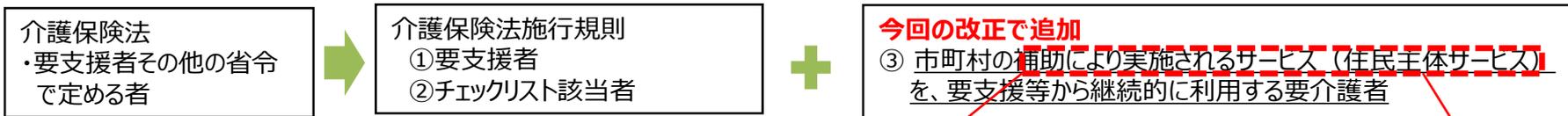
- ・介護予防・生活支援サービス事業の対象者に、当該事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者を追加する。

② 総合事業のサービス価格の上限の弾力化【第140条の63の2関係】

- ・介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定める額とする。

※施行日は令和3年4月1日

○対象者の追加イメージ



※ 介護予防・生活支援サービス事業のサービス類型

	訪問型/通所型 従前相当サービス	訪問型/通所型 サービスA	訪問型/通所型 サービスB	訪問型/通所型 サービスC	訪問型 サービスD
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の移動支援
提供方法	事業者指定	事業者指定、委託	補助	直接実施、委託	補助

介護予防・日常生活支援総合事業の補助事業（B型・D型）の対象者の見直しについて①

- 令和3（2021）年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業における、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対する補助事業（B型・D型）について、要支援者等に加えて、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々も対象となります。
- これにより、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなるなど、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。

見直しの内容

- 【現在】
- ・総合事業の対象者は「要支援者」「基本チェックリスト該当者」とされています。
 - ・総合事業で、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対して運営費全体を補助するためには、「要支援者」「基本チェックリスト該当者」が利用者全体の過半数である必要などがあります。
- 【令和3年4月以降】
- ・令和3年4月からの見直しにより、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）も、総合事業の対象者となります。
 - ・これにより、按分の方法により補助額を決定している市町村においては、「継続利用要介護者」の方々も含めて利用者全体の過半数であるかを見ることになるため、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなります。
 - ・これは、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。

◀住民主体のサービスへの補助の例▶

※あくまで例ですので、補助の方法は自治体により異なることがあります。



見直しに関するQ&A

Q1 総合事業の補助事業とは何ですか？

A1 ボランティアの方々など、住民主体の生活支援等の活動に対し、要支援者等に対するサービス提供を条件として、その運営費等を補助する事業（訪問型サービス(B)や通所型サービス(B)、訪問型サービスD（移動支援）など）です。

Q3 介護給付を受けている要介護者ですが、現在でも、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用しています。令和3年4月の見直しにより、何か変わりますか？

A3 今回の見直しの対象は、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々です。
要支援等からの継続的な利用ではなく、介護給付を受けている要介護者の方で既に利用している方は、令和3年4月の見直し以降も、特に変わることはありません。

Q5 令和3年4月以降、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用する継続利用要介護者へのケアマネジメントはどのようになりますか？

A5 今回の見直しの対象である継続利用要介護者の方々は、介護給付を受けながら、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスの利用を希望される方々です。
介護給付を受けているため、居宅介護支援事業者のケアマネジャーがケアマネジメントを行います。

Q2 要介護者が、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用すると、訪問介護や通所介護などの介護給付を受けることができなくなってしまうのですか？

A2 総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスの利用によって、介護給付を受けることができなくなることはありません。

Q4 総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスをこれまで利用したことのない要介護者も利用できますか？

A4 住民主体のサービスは自主的に実施されているものですから、今回の見直しに関わらず、利用の可否についてはそのボランティア団体等と利用者間で決定されます。
なお、按分の方法により補助額を決定している市町村においては、継続利用要介護者の方々も含めて利用者全体の過半数であるかを見て、ボランティア団体等に対し、運営費全体を補助するかどうかを決めることとなります。

Q6 継続利用であれば、介護給付を受けるようになっても、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを必ず利用できるということですか？

A6 要支援から要介護に介護度が上がったことにより、団体が対応できなくなる可能性もあります。また、団体の判断に加えて、ご本人の希望に基づき、ケアマネジャーがケアマネジメントの中で利用の適切性を判断し、助言を行います。

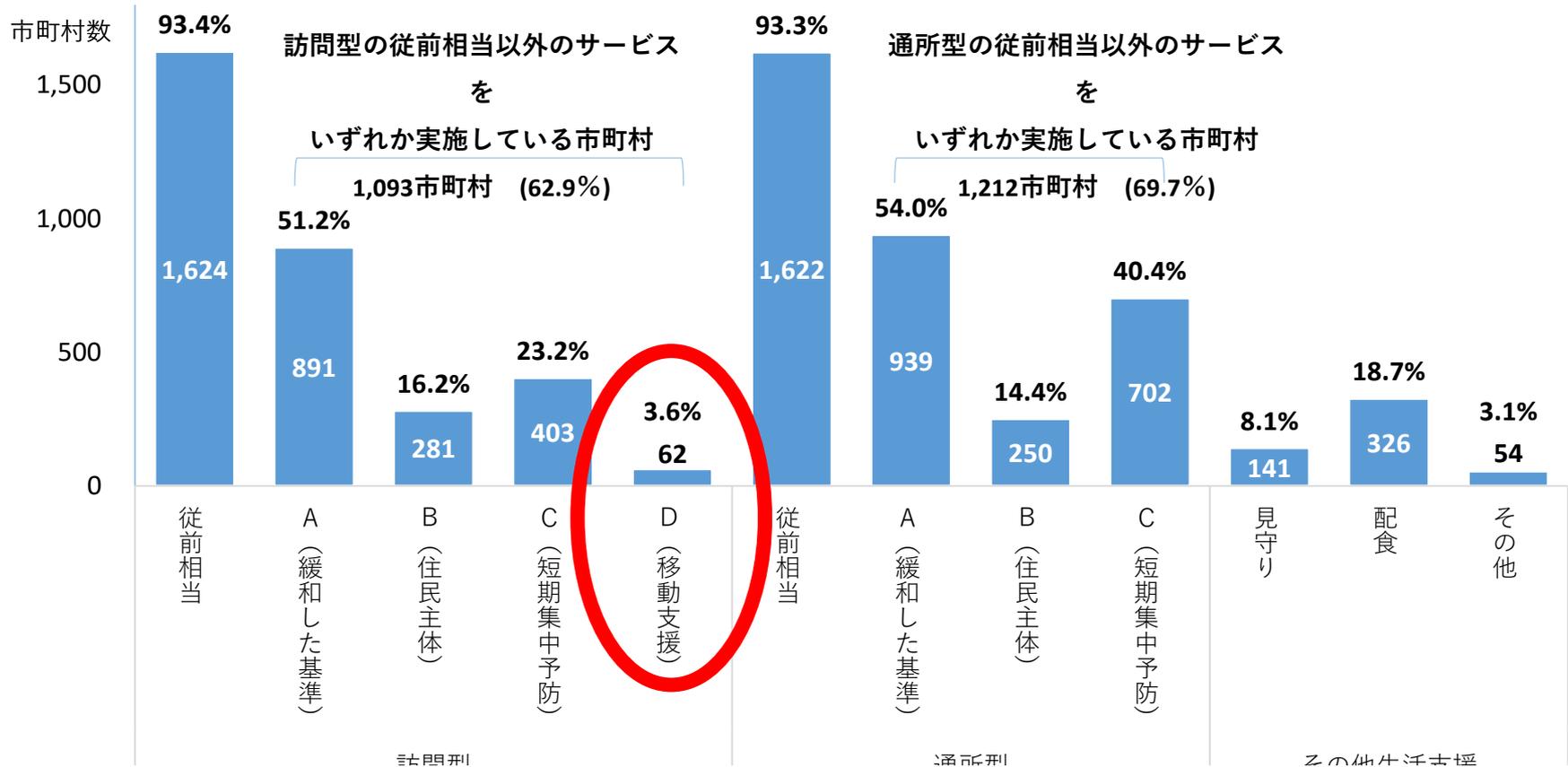
介護予防・日常生活支援総合事業における 移動支援の取組状況等

(参考) 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

サービス事業を実施している市町村数を見ると、従前相当サービスを実施している市町村は、「訪問型」で1,624市町村（93.4%）、「通所型」で1,622市町村（93.3%）である。従前相当以外のサービスをいずれか実施している市町村は、「訪問型」で1,093市町村（62.9%）、「通所型」で1,212市町村（69.7%）であった。

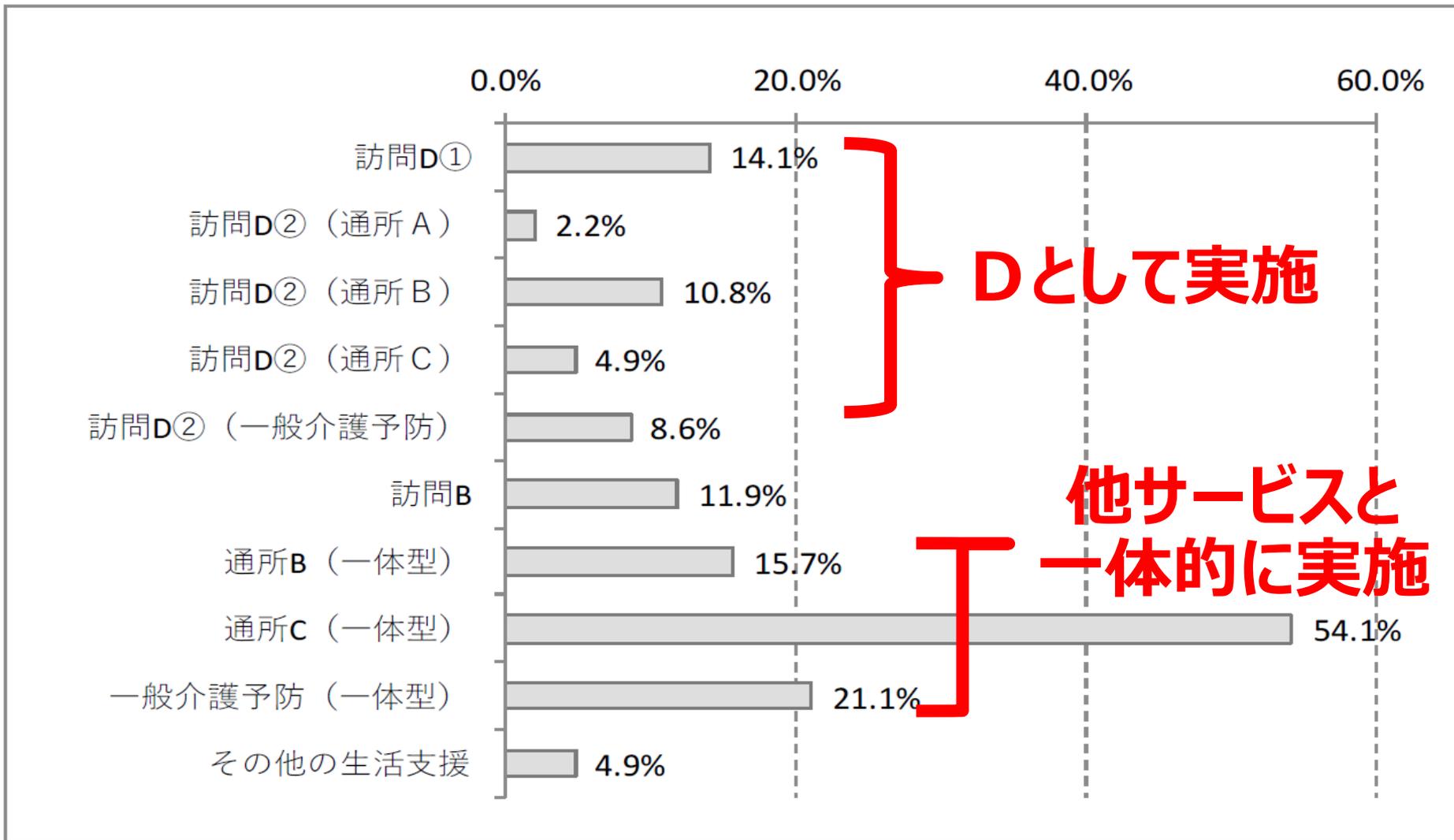
n=1,739

サービスを実施している市町村数



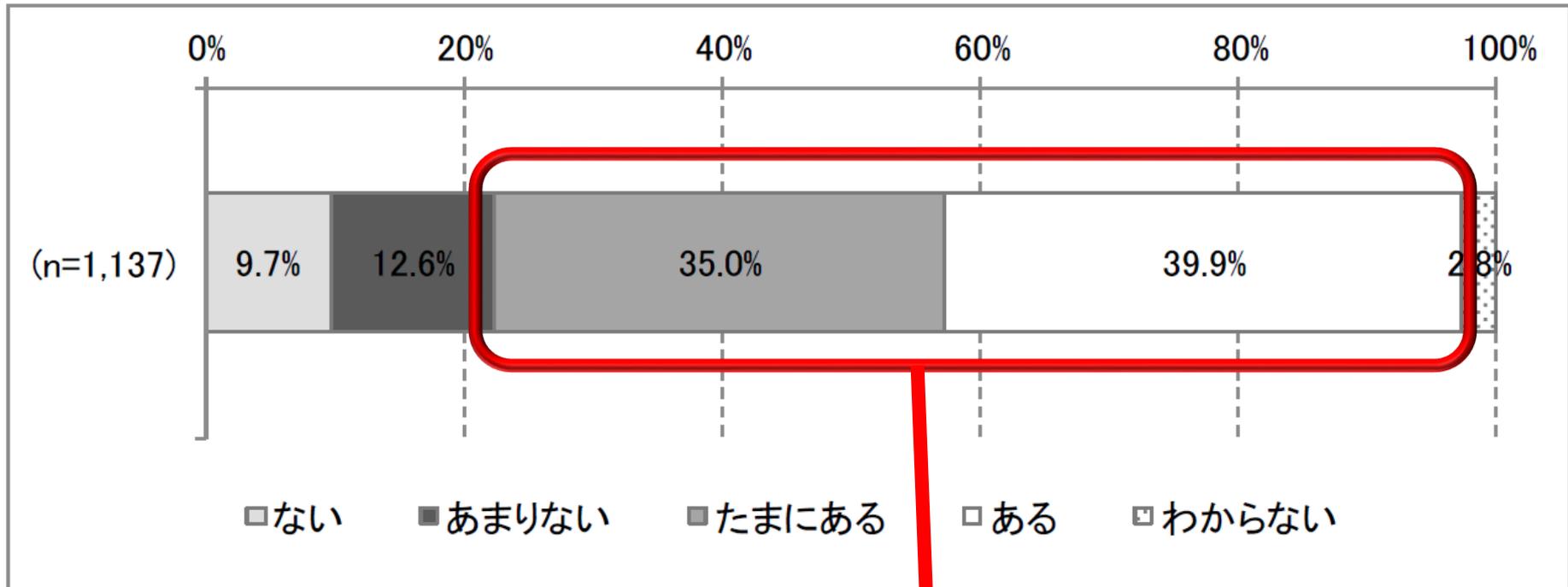
*令和2年度に実施した「介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況」（令和元年度実施分）に関する調査（第2弾）」（以下、「厚労省調べ」という。）の調査結果をもとに集計。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000141576_00007.html

図表 4-25 実施しているサービスの種類(複数回答)(n=185)



出典:介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書(令和元年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業 令和2(2020)年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

図表 4-19 地域ケア会議における移動手段の確保に関する問題提起の状況

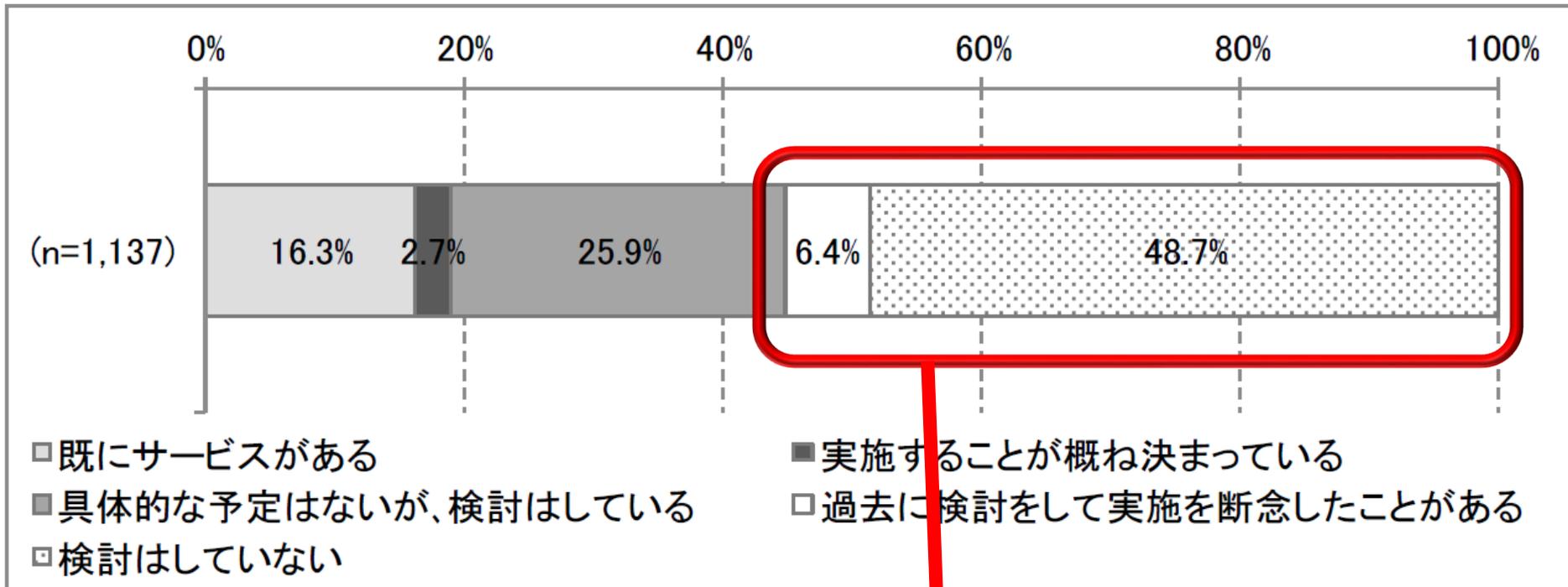


ケア会議における
 移動手段の確保に関する問題提起
 ⇒「ある」・「たまにある」と回答した自治体

74.5%

出典: 介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書(令和元年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業 令和2(2020)年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

図表 4-22 総合事業による補助等を行う移動支援サービス・送迎等の現状



総合事業による移動支援サービス等の現状

⇒過去に検討したが断念 (6.4%)

⇒検討していない (48.7%)

55.1%

介護予防・日常生活支援総合事業等における 移動支援の取組に向けたポイント

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」報告書
(2021年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社) より引用・再編

図表2-3 総合事業の制度からみた移動支援・送迎の類型

類型	概要	総合事業 (での位置づけ)	目的 (目的地)
類型① 通院等をする場合 における 送迎前後付き添い支援	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎前後の付き添い支援に関する間接経費は、補助の対象となるが、移送に関する直接経費は対象とならない ・利用者から、ガソリン代等実費を受け取ることも可能 	訪問型D ケース1)	介護予防 ケアマネジメント により決定
類型② 通所型サービス・通いの場の 運営主体と別の主体 による送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業による通いの場等への送迎であるので、間接経費の他、移送に関する直接経費も補助の対象とすることが可能。 ・送迎利用者から、ガソリン代等実費を受け取ることは可能。 	訪問型D ケース2)	通所型A 通所型B 通所型C 一般介護予防
類型③ 通所型サービス・通いの場と 同一の主体による送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・類型②と同様、間接・直接経費を補助することが可能。 ・ただし、通いの場等の利用者から受け取れるのは、送迎利用の有無に関わらず、定額の通いの場等の利用料金のみ。 	通所型B・C、 一般介護予防	通所型B 通所型C 一般介護予防
類型④ 生活援助等と 一体的に提供される送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な生活援助等の一体的に送迎を行う団体の運営費の一部を補助するもの。移送に関する様々な経費を市町村判断で補助することが可能。 ・利用者から受け取れるのは送迎利用の有無に関わらず、定額の生活援助等の料金のみ。 	訪問型B	介護予防 ケアマネジメント により決定

出典：令和2年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業報告書（2021年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）を一部再編

図表2-4 (報告書) 本章の見方

Step	概要
Step 1 地域特性と取組に向けたポイントの理解	人口密度と住民主体の移動支援・送迎の取組の有無・定着度、取組の内容などから4パターンに分類 ⇒各市町村の実績と照らし合わせて近いかをご確認し、参照。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 過疎地域における新たな取組の創出に向けた検討 2. 公共交通のみではカバーできない生活ニーズへの対応 3. 特定の地区・団地等で萌芽する住民主体の取組に対する支援 4. 福祉有償運送を含む総合事業による移動支援・送迎の仕組みの再編
Step 2 行動計画の作成	地域特性と取組に向けたポイントを理解した後、次は具体的にどのような目標を設定し、その達成に向けてどのような行動をしていくかを整理 ⇒具体的な作成方法・様式例を併せて提示
Step 3 ニーズの把握	ニーズ把握の手法は、各地域の実情に応じて様々 ⇒ニーズ把握の手法を5つに分類して提示 <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象を絞ったニーズ・実施意向等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・通いの場等の参加者らを対象とした「話し合い」・生活援助等を行う既存の団体等との「話し合い」など 2. 既存の取組を対象とした支援ニーズ等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・既に移動支援・送迎を行う個人・団体等との「話し合い」など 3. 地域を対象としたアンケート調査等によるニーズ等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査によるニーズ等の把握と地域資源とのマッチング 4. 既存のアンケート調査結果を用いたニーズの把握 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の活用 5. 移動支援・送迎に限定しない地域ニーズ等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・専門職を通じた地域のニーズに係る情報の収集・訪問型サービスBを通じた、段階的なニーズの把握と活動の創出 ・「つながり」と「きつき」の機会の提供（生活胃腸体制整備事業）
Step 4 実践のためのQ & A	アドバイザーらから得られたノウハウを中心に「Q & A」形式で整理（計17問）

出典：令和2年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業報告書（2021年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）を踏まえ再編

図表2-2 モデル市町の地域特性・取組状況等に基づく分類

Step 1
地域の特性と
取組に向けた
ポイントの理解

人口密度
高い

3. 特定の地区・団地等で萌芽する
住民主体の取組に対する支援

■ 高い人口集積の中、特定の地区・団地において移動支援・送迎の自主的な取組は萌芽

2. 公共交通のみではカバーできない
生活ニーズへの対応

■ 一定程度の人口規模も、定時定路線の公共交通でカバーすることは難しく、デマンド型タクシーや社会福祉法人などの取組でカバー。住民主体の移動支援・送迎の取組は少ないが、生活援助のボランティア団体等がある。

住民主体の移動支援・
送迎の有無・定着度
低い

住民主体の移動支援・
送迎の有無・定着度
高い

1. 過疎地域における新たな取組の
創出に向けた検討

■ 面積が広く人口密度が低い過疎地域で、町が委託するバス・タクシーは運行本数が少ない
(バス：週2日、タクシー月2日)
住民主体の移動支援・送迎は、ほぼ無い

人口密度
低い

4. 福祉有償運送を含む
総合事業による移動支援・送迎の
仕組みの再編

■ 人口が少なく、公共交通も少ないことから、特定のNPO法人が町からの委託等により実施する移動支援・送迎が重要な役割を担う。

地域特性と取り組むに向けたポイントの理解（抜粋）

1. 過疎地域における新たな取組の創出に向けた検討

<地域特性に係るポイント>

- ・過疎地域では、公共交通の運行本数が少なく、自動車を運転できなくなったタイミングで本人・同居家族等の外出頻度が急激に低下することなどが懸念される。
- ・「生活の足の確保」という点では「公共交通施策」として一定程度のサービスが提供された状態であっても、「介護予防」や「自立支援」などの観点から、高齢者福祉施策による移動支援・送迎を行うことの重要性がより高い。
- ・地域資源が潤沢でないことから、あらゆる資源を活用した工夫が必要となるが、一方で民業圧迫の心配が少ないため、多様な主体による自由度の高い活動が可能。

<取組に向けたポイント>

- (1)介護予防等を目的に、総合事業により通院・買い物等の生活の足を確保することも可能
- (2)一般高齢者等を含めて通いの場へ送迎することも可能。帰りに買い物に寄る例もある
- (3)まずは1つでも良いので取組を創出し、支援の仕組みを構築した後に横展開を図る。
- (4)資源の少ない過疎地域では、移動手段の確保にはあらゆる資源の活用可能性を模索

2. 公共交通のみではカバーできない生活ニーズへの対応

<地域特性に係るポイント>

- ・同じ市町村内でも人口規模の高低に差があることから、民間の公共交通のみでは全域をカバーすることは難しく、公共交通ネットワークは多様なステークホルダー（利害関係者）の協働によって成り立っている。
- ・新たな移動支援・送迎の取組を創出する場合も、公共交通ネットワーク全体の中で、その活動がどのような役割を担うのかについて、ステークホルダー間で理解を深めることは重要。
- ・ただし、総合事業で行う移動支援・送迎は「要支援者等一人ひとり」の「介護予防」に着目したものであり、公共交通とはその目的・役割が全く同じではない。公共交通との役割分担を考える際は、その目的・役割の違いなどを相互に理解することが必要。

<取組に向けたポイント>

- (1)地域の公共交通を含めた総合的な検討が必要
- (2)通所型サービスへの送迎や訪問型サービスBは、公共交通との役割分担よりも明確
- (3)移動支援・送迎を躊躇するボランティア団体等の、不安を受け止める支援
- (4)まずは、試行運行などを行い段階的に本格実施につなげていくプロセスも効果的

3. 特定の地区・団地等で萌芽する住民主体の取組に対する支援

<地域特性に係るポイント>

- ・既に住民主体の移動支援・送迎の取組が先行している中で、行政がそれを後追いの形で有効な支援のあり方を検討するケース。公共交通が比較的充実している市町村においても、高齢化が進む特定の地区・団体等では移動支援・送迎が問題になることは多い。
- ・支援する行政は活動をしている住民のニーズを丁寧に聞き取りながら、その活動を阻害することがないよう、甲過程な支援策を検討することが必要。
- ・できるだけ高い自由度を担保できるような仕組みで支援することが重要であるとともに、総合事業の枠組みのみでなく、その他の支援策も含めた検討を行うことが必要。

<取組に向けたポイント>

- (1)既に活動している住民のニーズを丁寧に聞き取ることが大切
- (2)支援は必要ないと考えている団体等でも、事故等の不安を抱えていることは多い。
- (3)住民の活動を阻害しない、自由度の高い支援が必要。
- (4)総合事業の枠組みのみでなく、その他の支援策も含めた検討を行うことが必要。

1. 過疎地域における新たな取組の創出に向けた検討

(1) A地区における送迎の実態や移動ニーズ、支援の必要性及び必要な支援の種類などを把握

・サロン運営者、送迎を行っている住民との話し合いの場を設け、移動ニーズ、問題点、町（行政）からの支援の必要性を把握。

(2) 町内における住民主体の送迎の取組の現状や町からの支援の必要性、移動ニーズなどを把握

・A地区以外の地区における住民主体の送迎の取組の有無の調査。住民との話し合いの場を設け、移動ニーズ、問題点等を把握。

(3) 移動支援を介護保険の地域支援事業の総合事業に位置づけて行う

・地域支援事業の移動支援を行うことについて、第8期介護保険事業計画へ記載するとともに、必要な例規・要綱を整備。

(4) 運行スキームが明確になり、他地区にも展開できる補助要綱の作成

・移動ニーズにあった運用方法、補助等の活用方法の検討
・先進地域の情報収集
・燃料・車両・駐車場料金・保険他、効果的な補助内容を整理し、補助要綱を作成

(5) 運行に必要な人材の育成体制の確保

・安全運転講習の自動車教習所への委託について打診
・講習委託料を次年度予算に反映

2. 公共交通のみではカバーできない生活ニーズへの対応

(1) モデル事業を行う地区が選定できている

・ニーズ調査結果から日常生活圏域ごとの移動支援等ニーズを把握
・既に移動支援等を実施している団体、やってみよう団体へヒアリング
・ニーズ調査結果や地区別年齢別人口、実施団体の有無等を参考に1層協議体とモデル地区を選定

(2) 全戸配布アンケート調査の実施により、地区のニーズ等が把握できている。

・モデル地区で実施する全戸配布アンケート調査について、1層協議体、市、モデル地区の団体で検討
・モデル地区の行政区長、民生委員へ協力を求める
・全戸配布アンケートの実施・集計

(3) サービスの提供に向けて準備が整っている。

・サービス提供協力者への移動支援等の研修会の内容の検討
・サービス提供協力者を募集し説明
・モデル地区関係者（サービス提供団体、行政区長、民生委員、包括）と連携し、協力者の募集、具体的なサービス内容の検討等

(4) 訪問型サービスB補助制度が創設できている。

八王子市の住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金（サービスB）を参考に、1層協議体と協議しながら要綱案を作成。次年度当初予算へ計上

3. 特定の地区・団地等で萌芽する住民主体の取組に対する支援

(1) A地区における移動支援の運営状況や市からの支援の必要性などが把握できている

(2) B地区における移動支援の運営状況や市からの支援の必要性などが把握できている。

(3) 移動支援実施団体の運営状況や市からの支援の必要性などが把握できている。

・各地域の団体等メンバーとの話し合い

(4) 運行スキームが明確になり、他地域でも活用しやすい補助要綱案ができています。

・他自治体の先行事例視察
・移動支援を8期計画に記載等

(5) 運行に必要な人材の育成・確保する仕組みができています。

・安全運転講習の企画、参加者募集
・講習開催、受講者リスト作成共有

(6) その他移動支援に必要な情報が提供できている。

・移動支援に関する勉強会（保険加入等）を開催

(7) 既存の活動の課題抽出、解決方法が明確になっている。

・移動支援実施、検討地区の情報整理
・責任を分配（共有＝1人だけの失敗にならない）風土づくり、働きかけの方法を検討

1. 対象を絞ったニーズ・実施意向等の把握

通いの場等の参加者らを対象とした「話し合い」など

既存の通いの場等では、
「通いの場等への移動手段に困っている人」や
「移動手段がないために、通うことをやめてしまった人」、「現状、既にお隣さんなどを送迎しているボランティアの人」などがあることが多く、その**実態を把握**するとともに、**支援の必要性**などを検討することができます。

<調査する事項（例）>

- ・現状における通いの場等の参加者数（実数）
- ・サロン等までの移動手段
（※参加者による送迎の有無を含めて）
- ・これまでに、移動手段がないことが理由で参加できなくなった人の有無
- ・サロン等までの送迎ニーズの有無
- ・サロンまでの送迎を行ってくれそうな人材の有無
- ・参加者同士で送迎を行う際に課題となる点、必要となる支援 など

生活援助等を行う既存の団体等との「話し合い」など

既存のボランティア団体等では、
「掃除の庭木の剪定などの生活援助をしている中で、利用者から買い物支援を頼まれることがある」、「移動手段がないため、閉じこもりがちな利用者がいる」などの情報を有していることも多く、その**実態を把握**するとともに、**支援の必要性**などを検討することができます。

<調査する事項（例）>

- ・現状における生活援助の利用者数（実数）
- ・通院・買い物等の送迎ニーズの有無・人数
- ・送迎ニーズの高い目的地、時間帯
- ・送迎したいと思っているボランティアの有無
- ・実際に送迎の取組を行う際に課題となる点、必要となる支援 など

既に移動支援・送迎を行う個人・団体等との「話し合い」など

既に移動支援・送迎を行っている団体等が抱えている不安としては、例えば以下のような点が挙げられるが、～団体等の不安を解消するような支援を試みてください。

<既存の移動支援・送迎を行う個人・団体等が抱える不安と支援の方法（例）>

- ・どのような料金であれば、利用者からもらうことができるかわからない。
⇒介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き
- ・マイカーを使用していて、送迎中に事故を起こすことが心配 ⇒ 本報告書p.71
- ・マイカーを使用することに慎重なボランティアがいる。
⇒ 本報告書p.73
- ・運転技術や支援の方法に不安がある。
⇒ 本報告書p.74
- ・どのような経費を支援して貰うことが可能なかわからない。 ⇒本報告書p.76/77

アンケート調査によるニーズ等の把握と地域資源とのマッチング

- 既存の活動でなく、広く地域のニーズや担い手の把握を行うのであれば、地域を対象としたアンケート調査を実施することが考えられます。
- 調査は「本当に支援を必要としている人」や「本当に支援をしたいと考えている人」などを見つけることが大きな目的であることから、基本的には「対象地域の全戸を調査対象とすること」、「回収率が下がったとしても記名式の調査とすること」が効果的と考えられます（地域の実情でご判断ください）。

<調査する事項（例）>

- ・回答者の属性（性別・年齢・住まい・氏名・電話番号）
- ・要介護認定・要支援認定等の有無
- ・世帯構成
- ・現状における自動車の運転の頻度、お出かけする際の移動手段
- ・今現在支援を必要としていること、将来的に支援をしてほしいこと
- ・地域のために自分が支援できること など